USPTO、特許検索サービス利用時のアカウント登録を義務化

2026年11月24日
JETRO NY 知的財産部
角張、赤木

USPTOは、米国特許や公開済特許出願の検索サービス「Patent Public Search (PPUBS)[1]」について、12月4日以降はその利用に際してユーザー用アカウント（USPTO.govアカウント）の登録を義務化する旨の運用変更を公表[2]した。

USPTOでは、2025年9月に特許の電子出願・管理システムである「Patent Center」の利用に際して本人確認手続が必須とされ[3]、本年6月には、審査経過情報等に関する情報提供プラットフォーム「Open Data Portal（ODP）」の利用に際してもアカウント登録が義務化されるなど[4]、情報セキュリティ確保に向けた取り組みが進められてきた。
USPTOは、今般のPPUBS利用に係るアカウント登録義務化についても、情報セキュリティの確保のほか、同サービスの性能・信頼性の確保や将来的な機能向上を目的としたものであると説明している。

USPTOによれば、既にUSPTO.govアカウントを作成・保有しているユーザーは特段の対応を行う必要はなく、12月4日以降も自身のアカウントにログインすることによりPPUBSを利用することが可能である。他方で、同日以降は、未登録またはログインを行わない匿名での利用はできなくなるため、期日までのアカウント作成が奨励されている。

（以上）

[1] https://www.uspto.gov/patents/search/patent-public-search
[2] Patent Public Search to require registration for access beginning Dec. 4, 2026
[3] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2025/20250904.pdf
[4] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2026/20260506-2.pdf